



# 2019年7月、税関の重要政策と最新動向

税関オンライン行政審査・承認プラットフォームにおける電子印鑑の使用開始に関する公告(税関総署公告 2019 年第 106 号)

税関総署は、オンライン行政サービスプラットフォーム建設の加速化、行政審査・承認サービスの利便化の推進、行政サービスである「一網通弁」(1つのプラットフォームから全ての手続きを完了できる)の役割強化など、国務院による要求を全面的に徹底するため、税関オンライン行政審査・承認プラットフォームをアップグレードし、改善した。2019年7月1日より税関オンライン行政審査・承認プラットフォームに各レベルの税関の行政印鑑、行政許可専用印鑑などの電子印鑑の使用を全面的に実施する。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

「第二回中国国際輸入博覧会(CIIE2019)税関通関の注意事項」及び「第二回中国国際輸入博覧会(CIIE2019) た通関利便化措置」の公布に関する公告(税関総署公告 2019 年第 115 号)

第二回中国国際輸入博覧会(CIIT2019)が順調に開催できるように、税関総署は、第一回中国国際輸入博覧会の利便化を図る措置を基に、一連の規定及び利便化措置を公表した。主な内容は下記の通りである。

- 通関一体化モデルを採用し、国家会展中心(上海)(NECC(Shanghai))又は委託した通関業者が上海税関に申告手続きを行い、上海税関が検査・通関を実施する。管轄税関がATAカルネで一時的に輸入された輸入博覧会用の展示品の審査・承認を行う。再輸出期限とATAカルネの有効期間は同一である。
- 主要な税関に博覧会のための専用ルートを設置し、申告、検査、サンプリング、などの税関手続きを優先的に行い、即時検査・即時通関を実行する。
- 検査检疫に関する行政審査・承認が必要となる動植物及び関連製品といった輸入博覧会の展示品に関しては、すべて上海税関及び関連税関に委託し、現地または近隣地域で上述の手続きを行う。
- 国家会展中心(上海)(NECC(上海))は一括して税金担保を提供し、海外出展企業の負担を軽減する。
- 再輸出手続を簡素化し、会期後の展示品の後処理の利便性を向上させる。非 ATA カネルで一時的に輸入した輸入博覧会の展示品に関しては、輸入博覧会の終了後に税関特殊監督管理区域と保税監督管理区域(自動車展示品は保税倉庫業務の取り扱いが可能な税関特殊監督管理区域と保税監督管理区域へ搬入すべきである) に搬入する際、税関関連手続きを完了した後に、照合抹消を行う。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

## 「奨励類外商投資産業目録(2019年版)」の実施関連事項に関する公告(税関総署公告 2019年第125号)

国家发展改革委員会と商務部は共同で「奨励類外商投資産業目録(2019年版)」(以下「新版目録」)を公布し、2019年7月30日より施行される。また、税関総署は、同目録の施行で想定される問題に対して、2019年7月24日付けで「税関総署公告2019年第125号」を公布した。同公告の第1条によると、2019年7月30日より新版目録の対象範囲に属する外商投資プロジェクト(増資プロジェクトを含む)に関して、投資総額範囲内で輸入される自社用設備及び契約に基づき上述の設備に伴って輸入される技術、部品及び備品(「外商投資プロジェクトに係る免税対象外となる輸入商品目録」と「輸入免税対象外となる重要な科学技術装備と製品目録」で列挙された商品を除く)は、「国務院の輸入設備税収政策の調整に関する通達」(国発〔1997〕37号)と「税関総署公告2008年第103号」及びその他の関連規定に基づき、関税の徴収を免除するが、輸入増値税を徴収する。また、同公告は新版目録における「プロジェクト産業政策条目」コードを規範化した。

なお、同公告は新版目録と旧版目録の適用範囲の移行を明確にした。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

#### 「2つのステップによる申告」改革パイロットに関する公告(税関総署公告 2019 年第 127 号)

税関総署は、2019 年 7 月 31 日付けで第 127 号公告を公布し、2019 年 8 月 24 日より、黄埔、深圳、青島など、合計 6 つの都市にわたる 10 か所の税関で「2 つのステップによる申告」通関モデルのパイロットを展開する。

「2つのステップによる申告」通関モデルにおいて、企業は貨物が通過される前に全部の申告情報及び伝票を提出する必要がなくなり、下記 2つのステップに分けて提出することが可能になる。

- ステップ 1: 概要申告 企業は税関に対して輸入貨物が禁止・規制品目に該当するか、法に従い検査或いは検疫が必要か、税金の納付が必要かに関する情報を申告する。概要申告後、税関の許可を得た上で貨物を引き取ることができる。
- ステップ 2: 完全申告 企業は車両運搬具の輸入申告日より起算して 14 日以内に完全申告や税金納付などその他の通関手続きを完了する。

課税貨物については、企業は事前に登録地の直属税関関税部門に税収担保届出申請を行う。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

#### 輸入租税優遇政策を享受する第4ロットの中資「便宜置籍船」リストに関する通達

「中資『便宜置籍船』の帰国登記の輸入租税政策問題に関する財政部、税関総署、国家税務総局の通達」(財関税〔2016〕42号)の規定に基づき、一部の中資「便宜置籍船」(中国側出資比率が50%以上の船舶)の帰国登記を奨励し、中国海運業の安全性の向上を図るために、中資「便宜置籍船」は関税と輸入増値税の免除優遇を享受することができる。

2019年7月12日、財政部、税関総署及び国家税務総局は共同で、輸入租税優遇政策を享受する第4ロットの中資「便宜置籍船」リストに関する通達を公布した。同通達によると、「江遠太倉」など、34隻の中資「便宜置籍船」は関税及び輸入増値税免除の優遇を享受することができる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

欧州連合(EU)、日本、韓国及びインドネシアの各原産国のステンレス鋼ビレットと熱間圧延ステンレス鋼板・コイルに 対するアンチダンピング調査の最終裁定に関する公告(商務部公告 2019 年第 31 号)

商務部は、「アンチダンピング条例」第38条に基づき、国務院関税税則委員会にアンチダンピング関税を課すことを提案し、商務部から提案を受けた国務院関税税則委員会は、2019年7月23日より欧州連合(EU)、日本、韓国及びインドネシアの各原産国のステンレス鋼ビレットと熱間圧延ステンレス鋼板・コイルに対し5年間のアンチダンピング関税を課することを2019年7月22日付けで裁定した。



# 各地域の税関政策の最新動向

# 天津税関の通関情報の照合に係る調整事項に関する公告(天津税関公告 2019 年第6号)

政策のメリットをさらに拡大し、企業に税関通関情報への検索の利便性を向上させるために、2019 年 7 月 16 日より、輸出入企業、事業体は「インターネット+税関」一体化オンラインプラットフォームを通じて

(http://online.customs.gov.cn)の「我要查」(検索) から或いは中国国際貿易単一窓口

(http://www.singlewindow.cn)の「查询统计」(検索統計)からサブシステムの関連機能を利用すれば、税関通関進捗情報を検索することができる。

#### 天津税関積荷目録通関情報消込照合ウェブサイト:

http://218.69.89.53/NewMftQueryWeb/query.aspx、

通関情報照合消込ウェブサイト(http://218.69.89.53/webpassinfo/Query.aspx)の使用は停止された。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

#### 寧波税関・寧波商務局の金関二期加工貿易管理システムの全面的な適用に関する公告

寧波税関・寧波商務局は、2019 年 7 月 25 日より、寧波地域で金関二期加工貿易管理システムの適用を全面的に推進することを決定 した。同公告の主な内容は下記の通りである。

- H2010 加工貿易管理システムで関連手帳・帳簿の設立、延期業務(余剰部材の繰越、国内販売に関わる課税など特殊な状況 による延期を除く)を全面的に停止し、現有の H2010 の手帳・帳簿は従来通りに使用できる。H2010 無償貸与設備用の手帳は、設備の輸入に係る通関業務を停止する。
- 従来の電子帳簿(e-logbook)を使用している企業が一時的に完全に情報化システムに移行できない場合、金関二期加工貿易管理システムへの移行をその実態に合わせて期間延長することができるものの、遅くとも 2019 年 11 月 30 日までに移行を完了しなければならない。
- システムの移行期間において、元の H2010 手帳・帳簿が前倒しに照合消込されたことにより、余剰部材の金額が関連管理規定の所定金額を超過した場合、税関は担保を免除することができる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

# 寧波税関の電子代理通関委託書の全面的な実施に関する公告

通関業務のペーパーレス化改革を一層推進し、貿易の利便性の向上を図るため、寧波税関は、税関総署の要求に基づき、電子代理通関委託書(委託協定)の全面的な実施を決定した。2019年8月1日より、コンピューター、ネットワーク・システムなどテクニカルな要因により電子代理通関委託書(委託協定)の締結、又は電子代理通関委託書(委託協定)の整理番号の記入ができない場合を除き、税関はスキャンされた紙ペースの代理通関委託書(委託協定)を受理しなくなる。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

# 深圳税関の関連規範性文書の改定に関する公告(深圳税関公告 2019 年第2号)

深圳税関は、2019年7月4日付けで深圳税関2009年第3号公告に対して改定を行った。具体的な改定内容は下記の通りである。

- 1、第3条を「『中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法』(税関総署令第179号で公布、税関総署令第235号、第240号に基づき制定)」に改定した。
- 2、第5条を「H2000減免税事後管理システムは国際貿易『単一窓口』を使用し、予備登記を行う。」に改定した。
- 3、第6条を「減免税事後管理業務の受理部門が深圳税関管轄福強税関となる。」に改定した。

詳細はこちらのリンクをご参照ください。

# お問合せ先

### 華北地域

Eric Zhou 周重山 (関税ナショナルリーダー)

Partner パートナー

Email: <u>ec.zhou@kpmg.com</u> Tel: +86 (10) 8508 7610 Lisa Li 李 輝

Partner パートナー

Email: <u>lisa.h.li@kpmg.com</u> Tel: +86 (10) 8508 7638

#### 華中·華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子

Partner パートナー

 $\textbf{Email:} \ \underline{naoko.hirasawa@kpmg.com}$ 

Tel: +86 (21) 2212 3098

Jie Xu 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍怡 Partner パートナー

Email: <u>shirley.y.shi@kpmg.com</u> Tel: <u>+86 (21) 2212 2105</u>

# 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 Partner パートナー

Email: <u>vivian.w.chen@kpmg.com</u> Tel: <u>+86 (755) 2547 1198</u>